

## 台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について

令和元年 9 月 1 8 日

足立区教育委員会

### 1. 足立区立小・中学校が全校休校となる場合

(1) 午前6時に東京都23区東部(足立区)において「特別警報(『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等)」が発令されている場合

(2) 午前6時に東京都23区東部(足立区)において「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

※ 大雨警報や強風注意報などは休校にならない。ただし、登校については下記の「4. 学校長判断による対応となる場合」を参照に校長の判断とする。

### 2. 一部の学校のみが休校となる場合

(1) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合(「避難勧告」「避難指示(緊急)」「災害発生情報」を含む)。

(2) 学校が避難所となった場合。

### 3. 保護者等への引き渡し対応となる場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合。

(2) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合(「避難勧告」「避難指示(緊急)」「災害発生情報」を含む)。

(3) 学校が避難所となった場合。

### 4. 学校長判断による対応となる場合

「1. 休校となる場合」・「2. 一部の学校のみが休校となる場合」を除いては、原則登校になるが、校長の判断で時刻を早めたり遅らせたりして、児童・生徒の安全確保に努める。その対応として、保護者判断で登校させない、登校を遅らせるなども校長判断に含まれる。